

令和元年度第1回金沢市屋外広告物審議会 会議概要

- 1 日 時 令和元年7月2日(火) 15:00~17:00
- 2 場 所 金沢市役所4F 兼六会議室
- 3 委員の出欠 14名中14名出席(欠席委員なし)
後藤会長、寺井副会長、浅田委員、飯田委員、末富委員、高田委員、高嶋委員
(代理:益谷石川県生活環境課生活安全特別捜査隊第一課長補佐)、土田委員、
長澤委員、中島委員、中田委員、中村委員(代理:石川県土木部都市計画課高
田担当課長)、山岸委員、渡辺委員
- 4 事務局 都市整備局 木谷局長
景観政策課 本光課長、不破補佐、中村係長、福塚係長、中村主査、小浦主
査、酒尾主事
- 5 会議内容 次のとおり

- 1 開会
- 2 都市整備局長あいさつ
- 3 審議案件
 - ・都心軸沿線における景観保全型広告整備地区の指定に向けた基本方針(案)について

事務局からの説明

(会長)

この指定地区は金沢のメインストリートといってもいいのではないかと。私も最近、この辺によく行くのだが、外国人がとてもよく歩いている。タクシー運転手に聞くと、「みんな歩いていく」と言っており、そういう面ではにぎわいがすごくあるし、広告がかわいく書いてあって、きれいである。今は都ホテルの跡地には何もないということもあるのだが、本当に空間があって、香林坊の街路樹もすごくきれいになった。確かにお話のように、金沢のこの地区はある面で一つの誇りなのではないかと思う。

説明にあったように、この地区をしっかりとみんなで守っていく。そして、場合によっては、ビジネスとしても閑散とするのではなくて、そういうことも両面合わせてしっかりと守っていこうというお話だったと思う。

A委員は、この審議会の前に開かれた合同審査会において、このことを決められたと思うが、その辺の話も併せていかがだろうか。

(A委員)

私どもは合同審査会の場で一度このお話をお聞きしている。

その中で、通りから10m以内に入った所までを対象地域にしたいと言われていて、建物の中

途半端な所を線引きした中でも建物が全部含まれてしまうという話があった。

県の条例では、100m以内、500m以内という基準があり、例えば建物の中で100m以内の所がちょうど中途半端な所を通っていたとしても、100m以内の看板だけを規制して、100m以内のものは規制対象にならないというような位置づけであるので、そことの違いがあると思っていた。

しかし、よくよく市の方に聞いてみたら、10mというのは通り景観の保全の観点からの必要最低限の規制エリアとのこと。県の規制エリアの考え方と違うところもあるが、この点については理解した。

一つお聞きしたいことがあるのだが、映像を流すデジタルサイネージなどは原則設置しないことになっているが、既存のデジタルサイネージはあるか。

(事務局)

大規模なものはないのだが、パーキングや店先にあるような小さいものについてはいくつかある。

(A委員)

時々、デジタルサイネージで広告宣伝を目的としているものの中に、ガラスの中に収まっていたり、ウインドウの中に収まっていたりするものがある。この場合、屋外広告の対象にならないということになりかねない。その辺も少し検討していただいた方がいいのではないか。

(B委員)

この画面でG、C、Dがあるが、Gの地面が大きくなってCの所に2mほど入った場合、G全体にかかるのだろうか。それは何割までとか、どういうことなのだろうか。Cが小さくなって、Gの地面が大きくなって、Cの所へ2mほど、Cの8分の1か10分の1入ったときはどうなるのか。

(事務局)

全部です。

(B委員)

分かった。

(事務局)

先ほどA委員とB委員からもあったが、この10mというのは、今年度改めて現地調査をした結果である。建物が2軒並んでいるような写真でご紹介したが、都心軸を歩いたときに、顔を振らなくても自然と視界に入ってくる範囲である。特にこの写真は駅通り線で、市道が斜めに取り付いており、つまり、都心軸に対して鋭角に交わっているため、このように建物が見えてくる。

また、香林坊までの南町界限だと、都心軸に対して直角に道路が交わるので、こういう見え方はしてこないのだが、交差点付近だとやはり大体10mぐらいは首を振らなくても大体視界に入ってくるので、そのぐらいまでの敷地と建物は対象にした方がいいのではないかとということである。

A委員がおっしゃった、デジタルサイネージがガラスの中に入っていた場合だが、ガラスの内側に入っているものは屋外広告物の対象とはならない。ただ、今のところは屋外広告物ではないのだが、夜は多少の見え方はあると思うのだが、ガラスを1枚挟んでいるので、それほどの影響はないと思う。今後そういうものが設置されるケースもあると思うので、当方も相談に

乗っていただきながら進めていきたいと思っている。

われわれが心配しているのは近年、有機ELの技術がすごく進んでいることである。ペーパーのように薄く曲げられるようなものに画像を映し出せるぐらいまで技術が発達してきた。そうすると、ガラス自体の中に有機ELを挟み込んで、日中はガラス面、夜は広告表示ということも十分できる時代になってくる。その辺は多分、国がまた新たな指針を出してくると思うのだが、注視しながら基準として盛り込むべきであれば、必要だと思っている。

(会長)

他にどなたか、ご意見はありますか。

(C委員)

今日来るときに都心軸を通ってきた。武蔵ヶ辻や香林坊、片町は活用地区なのでそこそこ広告はあり、南町界限などもきれいなのだが、今回の新たな整備地区指定になると、既存のものはどのぐらい不適格になるのか。今までもきれいなのだが、どのぐらい厳しくなるのか、その辺だけ聞きたい。

(事務局)

われわれが把握しているのでは、約40件が既存不適格になってくると思われる。今後の私どもの予定は、実際に運用するという形になったときには、既存不適格を撤去していくための補助制度を併せて運用しながら、そういったものを沿道の事業者などに呼び掛けながら少しずつ撤去していく。これまで屋上広告物の撤去などいろいろしてきたが、そうしたものと併せて進めていきたいと思っている。

(D委員)

屋外広告物の許可申請が要らないものでも、今後は届出が必要なわけである。そうした場合、既存不適格の場合は指導していくのだろうが、既存適格の分も一応届けを出すということか。新しいものは届けを当然出すのだろうが。

(事務局)

今後、新設や変更になったものについて届出を頂く。

(D委員)

では、既存に付いているものはいいということか。

(事務局)

はい。

(D委員)

既存のものも一応届けないといけないのかと思った。

(会長)

スライドがすごくよくできていて、きれいな所にこんな広告が出ると、すごい広告になってしまうのだなと思った。一つの媒体としての考え方もあるのだが、そのときにどういうデザインになっていくかという基準がものすごく大切なのではないかと思う。

その辺でE委員は以前に、いろいろな色があったところに文字が入るのではなく、白地に文字等といった、いろいろな基準をおっしゃっていたが、今後もそういうことが考えられるのだろうか。

(E委員)

皆さんの資料にあるように、いろいろな手順を踏んでやっていることと、あとはのぼり旗が

駄目ということなどがあるのだが、デザインについてはA委員、D委員も委員に入っているが、あまり明快な基準をもってやるのではなくて、その場所に応じて、色を変えてもらうのか、サイズを小さくしてもらった方がより景観に配慮されるのかというのを審査会で個別に決めていく。

マニュアルを持つと、そのマニュアルに合わせるようなことになってまた変な話になる。金沢市の屋外広告物審査会の良いところは、ある程度その案件ごとに対応を変えるという点ではないか。施工される方々のご意見も聞くし、大学の有識者の意見も聞くし、それぞれの立場で意見を聞きながら、その場面ごとに対応していく。ものによっては色を変えたり、サイズを小さくしたりしていくので、これについては今回出していた1～7番のことを前提として、各委員のご意見を聞きながら対応していくことになると思う。

(会長)

貴重な意見をありがとうございます。他に意見はありませんか。本当にここは本丸というか、メインストリートなので、基準的にきちんとやっていただければと思う。

それでは、1の都心軸沿線における景観保全型広告整備地区の指定に向けた基本方針(案)について、事務局案のとおりで異議はないか。

異議なしの声

(会長)

では、ご異議がないようなので、市長に答申することとしたいと思う。なお、答申文案については私にご一任していただけますか。

異議なしの声

(会長)

ありがとうございます。

・眺望点、眺望景観形成区域の指定及び形成基準(案)について

事務局からの説明

(会長)

金沢というのは大きな二つの川が台地を削って、高低差をつくったことが素晴らしい眺望を生んでいるからこそ、いろいろな視点を持つということだと思う。街並みから見た視点、山から見下ろした視点、そういう視点を持つことによって、見えなかったものが場合によっては見えてくる。そこに例えば広告物などがあつたりしたら、やはり非常に美しさが損なわれることもあるので、しっかり守っていこうというのがお話の骨子だと思う。ご意見いかがでしょうか。

(D委員)

眺望点の場合、当然目線だと思うのだが、何か基本の高さは決められているのか。これぐらいの位置から見える範囲にしているというものはあるか。

(事務局)

基本は目線である。

(D委員)

目線はいろいろあるので。1.5mとか。

(事務局)

シミュレーションのシステムでは1.6m超えたぐらいで設定している。

(D委員)

結構高い。

(事務局)

具体的に計画があった際については、シミュレーションをかけることはもとより、現地を確認しながら、どういった影響があるかということ、届出があった際にコントロールしていきたいと考えている。

(F委員)

地元説明会というお話があったが、地元というのはどういう範囲を指しているのか。

(事務局)

その眺望点から見た区域に入っている町会連合会、校下や地区の単位で説明会をしている。

(F委員)

例えば、プランを考えられた時点で、この辺は看板を外してもらおうとか、既に問題も想定済みで、そういうものを含んでこれを作るということなのか。あるいは、今のところ問題はないけれども今後何か新しい看板や建物が出てきたときにとということか。そのあたりはどう考えているのか。

(事務局)

平成15年12月に告示した際は、8区域を指定している。そのときについても40か所ぐらいだったと思うが、眺望点の候補を出して、固有の価値を持っているもので、良好なものをまず定めていった。

今回についても、2年ほど前に40地点の候補地を現地調査した。現地調査においては、景観審議会の専門部会である計画部会の委員の先生方に現地をそれぞれ見ていただいて、ジャッジをしていただいた。40地点の中から絞り込んだところが20数か所、さらに9地点良好なものを定めて、今回2地点を定めている。

条例7条の中で眺望点の指定をすることができる要件を記載しているが、その2地点については、4つのタイプのうち、「山並みへの眺め」「見下ろしの眺め」「通りの眺め」の3つに絞って調査をしてきたところである。その2地点について、長町二の橋および卯辰山麓子来町緑地先を定めた。

その後、整理する中で「見晴らしの眺め」、やはり金沢の景観を見る上では貴重な金沢の財産を市民の方も認識するという点で貴重だということで、「見晴らしの眺め」も5地区定めている。

そういったことで、まだまだ指定する所はあるということが現実としてある。その中で、評価できる所があれば、広告物に限らず建物、例えば屋根瓦は黒瓦を基調とした街並みを求める所で、黒瓦でないものや屋外設備が見える所など今ほど言われていた課題点、修正点が少

し見受けられた。このため、眺望景観形成条例を施行する上で、併せて支援措置を検討しているところである。

具体的に言うと、対象については建築物、特に見下ろしのときに屋根瓦が茶色など、黒でない瓦について黒瓦にする部分について、その他に屋外設備機器を見えない所に移設することや目隠し修景について、あとは緑化によって眺望景観が良くなることから樹木の植栽についての支援措置を考えている。

その3つを、眺望景観形成条例を施行する上で、規制プラス課題点となっていることへの支援措置として考えていきたいと思っている。

(F委員)

そのような支援措置があれば、不満は少し緩和される。

(B委員)

私も建築設計しているが、今現在の眺望点の視点については、はっきり納得できない、分からないというのが現状である。眺望というけれども、どこまで眺望なのか。商業地域に20階建の建物を建てるのは駄目なのだろうか。金沢は皆さん観光ばかりの視点で見ているような気がする。商業や産業が発展して、ビルを建てる時どうするのか。感覚の眺めで決められたらたまらないというのが私の考えである。

そして、黒瓦と言うけれども、金沢は決して黒瓦が元々の歴史ではない。屋根に石ころを載せてあったりする。銅板葺きの屋根はどうなるのか。お寺などには赤瓦と黒瓦がある。瓦屋根の歴史からいうと、高熱で焼く赤瓦の方が高いとあって好まれる場合もある。どういう基準で黒瓦なのか。カッコいいからそうしているのか、分からないところが建築としてはある。

(事務局)

何点かあったと思うが、眺望景観はやはり複雑なところがあり、単に景観といっても、川筋景観や用水などの価値を固有化させて条例化させるのは取っ掛かりとしては非常にいいのだが、眺望景観というのはまさしく全ての景観構成要素にかかわってくると思う。

市としても眺望景観を大切にしていこうということの背景として、北陸新幹線金沢開業を機にやはり高いビルが少し建ってきているという影響がある。ビルが建つことについては一切否定していない。金沢においては保存と開発の調和ということで、区分けの理論を徹底して景観行政を進めているところである。一方で金沢がこれまで守ってきた伝統的、歴史的な街並みについては、ひがし茶屋街、主計町、卯辰山麓、寺町台といった、全国でも最も多い4地区の重要伝統的建造物保全地区が国の文化財に選定されている。金沢の景観は文化財だということで重要文化的景観として選定されており、評価されている。

この観点で、例えば伝建地区を守っていくことと併せて、その背景となる部分が伝建地区のうしろに、外に見えてくるものが背景として調和していないということについて全国的にも問題になっている。金沢についてもこの点が問題になることも考えられる。今回、高度地区ということで高さ規制、ゾーニング的に高さ規制は定められているものの、細やかにその地区ごとに考えると、やはり眺望景観という視点が大事なのではないか。そういうことで、市民の方にもその価値を十分理解していただきたいし、一緒に守っていただきたいということで、今回新たに条例化している。

黒瓦の件は、おっしゃるとおりである。金沢が黒瓦になったのは、昭和のだいぶ後である。元々は板葺きの石置き屋根で、瓦が始まったのは江戸時代からであり、お寺、土蔵といったも

のが中心となって、町家などについては大正、昭和のあたりかと思う。先ほど赤瓦の話が出たが、場所によっては卯辰山麓でも赤瓦の屋根のものはある。今のご指摘はそのとおりで、黒瓦が全てではない。金沢の伝統的な街並みを考える上では赤瓦も非常に貴重であり、江戸時代の金沢の屏風図絵にも赤瓦の建物が描かれている。

条例の中で少し具体的な例を挙げると、寺社風景保全条例では黒瓦を推奨するものの、伝統的な色彩については継承する、赤瓦を守ることにも取り組んでいる。そういったところで、時系列の中でこういう変遷も大事にしながら守っていきいたいということを考えている。

今、黒瓦を頑張って守っていきいたいというのは、宝泉寺から見ると、現地調査した限りでは、昔ながらの赤瓦はほとんど残っていない状況である。ほとんど黒瓦で、昭和20～30年代は黒瓦が一面としてあった写真もある。地元の方はそういった風景がいいということもある中で、やはり茶色の瓦や青色の瓦などは少し直した方がいいのではないかという思いである。そういった点についても丁寧に考えながら進めていきたい。

(会長)

他の方の意見もいろいろ聞きたいと思います。

(G委員)

伝統を守っていくことと開発していくことの狭間で、私も金沢駅の風景も含めていろいろ思っていて、会長が言われたように、看板のデザインを緩くして、個別のもので、ひどいものは規制するというのはすごくいいなと思っていて、四角四面にしてしまうと、規制したのために死んだような景観になってしまう。

金沢の起伏のある風景、眺望台もそうなのだが、丑寅櫓や辰巳櫓の跡から見える風景はすごく自慢の所なのである。気になる箇所はいろいろあるが、しっかり守っていく、いい所はいいものとして残していくことはとても大事だ。特に、辰巳櫓から見ると、兼六園の江戸時代の樹木があって、21世紀美術館が見えるという風景は、金沢の街の新しいものと古いものが共存している良さがあるので、子どもたちにも知ってもらいたいという場所である。

私が市民会議でお話したことなのだが、「僕のおうちも景色の一つ」というふうに、いろいろなものを建てるときに景色の一つとして捉えるのだという意識が広まるといいなと思っている。今は、市民にも広げていかなければならないのだけれども、子どもたちにももっとそういう金沢の良さや、調和の大事さなどがうまく伝わる場があればいいと思う。

(会長)

ありがとうございます。他に意見はありますか。

(H委員)

皆様のご意見のとおりだと思っていた。調和と個性を両立させるために、臨機応変に判断していくことが大事である。一方で、基準がしっかりしていないが故に、恣意的になってしまわないかという危惧が常にある。委員の方々とも、金沢の街の在り方に対する共通認識というものを常に確認し合っていくことが大事なのである。

(会長)

他にご意見はないか。

(A委員)

形成基準の表の「広告物」のところに高さ、意匠等の方で「発光・照明装置を設置する場合は、眺望点への障害光※2」と書いてあって、その下に※の注釈がある。「数値指標」と書いて

あるのだが、どの程度のものを障害光として見なせばいいのだろうか。

(事務局)

数値指標について少し補足説明する。夜間形成条例というものが本市にはあり、※は夜間形成条例の基準を引用した記述になる。夜間形成条例の数値指標の中で、用語の意義というものをうたっている部分があり、その中で「障害光」という言葉を使っていたので、この言葉を今回の眺望条例の基準にも使おうという趣旨であり、具体的な数値基準を定めるものではない。

障害光について簡単にお伝えすると、要するに不快なまぶしさである。カタカナ言葉でいうと、グレア（不快感）を感じないような明るさを誘導していきたいという趣旨である。

(A委員)

山に登って夜景などを見ると、明るい所と暗い所があるのだが、看板で明るいのか、それともビルの窓の明かりで明るいのか、外灯で明るいのか、はっきりしない部分があると思う。そういう場合に規制を受けるので、どの程度ならアウトなのかセーフかというのを知りたかった。

最近屋上広告が減っている。昔は屋上にネオンサインがよくあったが、最近ほとんどないので、そこまで心配することもないと思っはいる。

(事務局)

最近LEDなどがぎらついてまぶしく感じることはあるが、市の夜間景観の数値指標で言っているのは、ゾーニングで用途地域、土地利用などに合わせて、地域別に数値を定めている。

今回は眺望ということで、ある眺望点から見て障害光としてとらえられるときに、その数値で判断することは難しいと思う。ケース・バイ・ケースにはなってくると思うが、直接誘導できるとしたら、光軸とって、その光源の中心となる軸が眺望点にまともに向かっていると当然まぶしいので、少しずらしてもらっただけでも違う。こういった点も一つ判断の基準と思っはいる。

(A委員)

分かった。

(I委員)

2点あるのだが、1点目は、ビルの屋上に広告物があったが、去年は強い風が吹く日あり、落ちる心配があったので、これを取り外す際、補助金の交付があった。補助金の交付があると分かっていたら、もっと早く取り外したのにと思っはいる。

なので、ルールを決めるのも大事だと思っはいるし、新築で何かするときには設計士が必ずアドバイスをくれるが、今あるルールや新しくできるルール、補助をつくることも大事であるとともに、伝えることも大事だと去年感じたので、お伝えしておく。

2点目は、例えば南町界隈にあるコンビニの電飾はOKなのか。それから、ホテルの中には下品な電飾があるのだが、こういった電飾はOKなのか。

(事務局)

その辺の照明のところは少し難しい部分があるので、基本的にこれから新設していくときには丁寧に対応していかなければいけないと思う。今あるホテルや事業者で、LED系列、ライン照明といったものがああいう落ち着いた中にあると、かなり目立つので、その辺は今後丁寧に支援していきたいと思っはいる。

(I委員)

10月以降施行されて、新築のところということか。

(事務局)

はい。そういったところで、もし撤去などの相談に乗っていただければというところはあるが、建物に付いているものはどちらかというところと広告物ではなく、建物の意匠などになってくるので、その辺はまた考えていかなければいけないところはある。

(I 委員)

コンビニの電飾は、広告ではないのか。

(事務局)

私どもはファサードと呼んでいるのだが、コンビニについては一般的には主に建物正面をぐるりと囲む形でファサードがある。具体的に広告物はどこかという考え方なのだが、基本的にはファサードそのものが、イメージとして特定のコンビニを表しているもので、広告物として扱っている。そのようなものについては、個別の審査会の中で審議していこうという考え方を今は持っている。

(I 委員)

どこかの地域で、街並みに溶け込むようなコンビニがあった。

(事務局)

そういったものが金沢市でもあればいいと思っている。だから、コンビニであっても、例えば置き看板のような形で、矢印のところが点滅するようなものなどは都心軸には置いてほしくないと思う。

矢印は車での来店を誘導するイメージのものであり、都心軸でコンビニとなると、基本的に歩行者が来客者なので、そこまで派手な広告物はないとは思っているのだが、そういったところも含めて注視していきたいと思っている。

それから一つ目の屋上広告物の撤去の件だが、私どもは撤去支援制度については、実際に許可申請などの手続きがあるときに、こういう制度があるので活用してくださいということで文書はお送りしている。広告物の難しいところは、広告物の所有者と管理者が別々の場合がある点である。必ずしも所有者が管理しておらず、企業だと広告物がたくさんあるので、それを代理で管理するところに委託してやっている場合がある。

(I 委員)

その方が多いだろう。

(事務局)

そのため、撤去支援制度の活用の文書がひょっとしたら管理者までしか届いていなくて、所有者のところまで十分伝わっていないことがあると思う。その辺はわれわれも周知の仕方を検討し、所有者のところに伝わるようにしたい。

まら、今ほども、撤去した理由が「強い風で危ないと思った」ということで、広告物についても安全点検の報告義務があり、点検等を行ってもらっている。時々、他都市でも落下して人がけがをしたりしているので、義務付けてお願いしている。こういったところも含めて所有者までなるべく伝わるような工夫が、われわれの今後の検討課題としてある。

(B 委員)

広告に関しても配慮して本当に眺望をきれいにすべきだと思ったり、規制・誘導の区域が広いので、慎重に背景を踏まえて、建築業界に支障のないように十分注意していただきたいというのが私の気持ちである。

(事務局)

先ほどもお話があったが、この眺望景観の条例というのは、夜間景観、沿道景観の条例と併せて、それぞれ形成条例と呼んでいる。その他のものは意外と保全というか、守るという視点多いのだが、夜間景観も眺望景観も形成条例ということで「形成」という言葉を使っている。冒頭にも説明した保全プラス創出という観点がある。

先ほどG委員もおっしゃったが、例えば金沢市は地形の起伏に富んでいるので、やはり眺望景観があるということは非常に幸せな環境下にある。自分たちの街を見渡せるということである。今回指定した眺望点から見える区域というのは、必ずしも100点満点の眺望景観とは捉えていない。ただ、既に現状で見えるところでも十分に良好な眺望として捉えられる。それを市民の皆さま、事業者の皆さまと一緒により良いものに高めていこうという中で、先ほどB委員がおっしゃったように、高さの工夫や、話し合いの中で誘導していきたい。建物の高さは非常に難しいと思っている。

北陸新幹線開業後の開発事業で建築需要が高まる一方、長期的に見ると人口減少社会が進む中で、それだけのボリュームや高さが必要なのかということもある。やはり、まちは生き物なので、景観もその時代の流れや要請に合わせて、極端に流されないように、今あるものを守りつつ、より良いものに高めていこうというのが今回の趣旨と考えていただければいいと思う。

(会長)

他にご意見はないでしょうか。この形成条例に関しては皆さんから貴重な意見があったと思う。非常にいろいろな意見があり、素晴らしいと思った。ただ、市民が納得する基準であるということと、あまりにも規制し過ぎてビジネスが滞ってしまったら駄目だということがあるので、これを両方しっかり守っていくことが今後は重要だと思う。この二つの案件は非常に素晴らしいと思うので、今後引き続き頑張っていただければと思う。よろしいでしょうか。

ということで、眺望点・眺望景観形成区域及び形成基準(案)については、事務局案のとおりでご異議はないでしょうか。

異議なしの声

(会長)

ありがとうございます。異議がないようなので、市長に答申することとしたい。

本日の審議案件は以上です。それでは、進行を事務局にお返ししたい。

4 個別報告案件

(非公開案件)

5 閉会

以上